

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

道岡建設工業株式会社
大阪府堺市堺区石津町1-3-15-201号

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和3年5月28日～令和3年6月27日（1ヵ月）
近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

道岡建設工業株式会社は、大阪府羽曳野市発注の工事において、虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成したとして、令和3年1月20日、大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づき7日間の営業停止処分を受けた。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件 別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内